

平成23年度

新宿区協働事業提案審査報告書

新宿区協働事業提案制度審査会

平成23年12月

「平成23年度 新宿区協働事業提案審査報告書」

* 目 次 *

新宿区協働事業提案の審査を終えて	2
1 協働事業提案制度の概要	3
2 選考に至る経過	4
3 区の課題設定	6
4 審査基準	7
5 23年度協働事業提案の募集内容	8
6 協働事業提案制度に関する今後の課題	13
7 23年度協働事業提案採択事業	16
8 採択事業の選定理由と今後の課題	17
9 23年度採択事業 提案内容（申請順）	18
(1) 新宿アートプロジェクト (しんじゅくアートプロジェクト)	19
(2) 新宿フィールドミュージアム「とっておき街角スポット」活用事業 (社団法人 日本芸能実演家団体協議会)	25
【資料編】	29
資料1：23年度協働事業提案 事業概要	30
資料2：協働事業提案 事前ヒアリングシート作成件数（事業課別）	31
資料3：23年度協働事業提案 一次審査結果 23年度協働事業提案 最終審査結果	32
資料4：「23年度協働事業提案プレゼンテーション」アンケート結果	33

平成23年12月8日

新宿区長 中山 弘子 様

平成23年度協働事業提案について次のとおり審査しましたので、報告します。

新宿区協働事業提案制度審査会 会長 久塚 純一

協働事業提案制度審査会委員

	委員の区分	氏名	職名
1	学識経験者	会長 久塚 純一	早稲田大学 社会科学総合学院教授
2	非営利活動団体 構成員	副会長 宇都木 法男	特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンター理事
3		関口 宏聡	特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
4	区 民	竹内 洋一	公募区民
5		野口 博	公募区民
6		的場 美規子	公募区民
7	区内事業所の社会 貢献部門経験者	伊藤 清和	元富士ゼロックス東京(株) CSR部社会貢献推進グループ
8	新宿区社会福祉 協議会職員	村山 昇	新宿区社会福祉協議会 事務局次長
9	区 職 員	猿橋 敏雄	総合政策部長
10		酒井 敏男	地域文化部長 (～H23.8.31)
		加賀美 秋彦	地域文化部長事務代理 (H23.9.1～)

新宿区協働事業提案の審査を終えて

新宿区の「協働事業提案制度」の審査は、今年で6回目となります。現在、この協働事業提案制度審査会で採択いたしました5つの事業が、区と提案団体との協働によって実施されています。

今年度は、7事業の提案があり、一次審査と二次審査を経て2事業を採択いたしました。今回は区からも課題提起があり、NPO等からの自由な発想による提案とともに募集しましたが、提案数・採択数ともに伸びませんでした。

区では、基本構想で新宿区のめざすまちの姿を「新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」と定めてその実現に向けて総合計画を策定し取り組んでいます。「新宿力」を形づくるものは「地域の力」と「多様性」であるとしています。現在策定している来年度からの第二次実行計画においても区民討議会やパブリック・コメントなどを行い、多くの区民の方々のご意見を聴きながら計画づくりを進めていると伺っています。このような、区民の知恵と力を活かした参画と協働の取組みや区民のまちづくりへの主体的な取組みが推進されることによって、地域主権の時代にふさわしい自治の実現を進めていくことができると考えております。

私が座長を務める「新宿区協働支援会議」では、NPO活動資金助成の審査をはじめ、新宿区における「協働に関する仕組みづくり」について審議を行い、ご提言させていただいております。この「協働事業提案制度」も「新宿区協働支援会議」からの提言をいち早く区で導入していただいた制度で、地域課題や社会的課題を協働して解決していくため、地域の市民活動団体の新たな発想や手法を活かした提案のもとに、多様な主体と区とが互いにその立場を理解し尊重しながら、地域の課題解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、公平・画一的に事業を展開する行政だけでは対応が困難な場合もあります。区民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるもの、また先駆性や柔軟性を持った対応が必要なものもあります。暮らしやすい新宿区にするためには、それぞれの分野で活動している市民活動団体や地域の方々と区とが互いに知恵を出し合って、創意工夫をしながら課題解決に取り組んでいくことが大切です。

協働支援会議においても「協働事業提案制度」の課題を検証・検討し、制度の見直しを行ってまいります。この制度を今後一層活用していくために、本報告書で指摘された課題が庁内の幅広い関係各所で議論され、区民参加型の政策形成の仕組みの一つとして発展していくことを期待しています。

なお、この報告書は、新宿区協働事業提案制度実施要綱第9条第3項に基づき、新宿区協働事業提案制度審査会から新宿区長に報告するものです。

新宿区協働事業提案制度審査会

会長 久塚 純一

1 協働事業提案制度の概要

平成18年度から新たに取り組んだ制度で、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体（以下「NPO等」という。）の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を募集し、新宿区とNPO等が「協働の基本原則」（平成16年3月策定「新宿区・地域との協働推進計画」）に基づいて事業に取り組むことで、地域課題の効果的・効率的な解決を図ること、また、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進することを目的とする制度です。

「NPOの自由な発想による事業」と「区から提起する課題に対して提案する事業」の2つの区分のいずれかの協働事業について募集します。区が負担する事業経費については、1協働事業当たり500万円を上限とします（ただし、概ね100万円以上の事業）。協働事業は、募集年度の翌年度内に実施の単年度事業とします。ただし、区長が必要と認めるときは、この制度でさらに1年間継続実施することができます。また、予算編成時期に事業の規模が確定しないなどの理由で翌年度予算に計上できない場合は、募集年度の翌々年度内に実施する単年度事業とすることができます。

提案された事業の選定は、一次審査（書類審査）、二次審査（公開プレゼンテーション）によって行い、事業化を決定します。

最終選考された事業は、提案したNPO等と区の担当部局において協議を行い、具体的な事業企画として練り上げていき、区の事業としてNPO等と区が協働して実施することになります。

審査は、学識者、NPO、区内事業所の社会貢献部門経験者、公募区民等からなる「新宿区協働支援会議委員」と区の職員から構成される、「新宿区協働事業提案制度審査会」が行います。審査会から選定結果の報告を受けて、区が協働事業を決定しています。

2 選考に至る経過

23年度新宿区協働事業提案の選考経過は次のとおり

● 23年度「新宿区協働事業提案制度」説明会の開催

参加者：3回で20名

第1回説明会 5月19日（木） 9：30～12：00 本庁舎302会議室
第2回説明会 5月20日（金） 9：30～12：00 本庁舎301会議室
第3回説明会 5月24日（火） 18：00～20：30 本庁舎301会議室

内容：①新宿区協働事業提案募集の説明 ※各回とも内容は同じ
（「23年度新宿区協働事業提案募集要領」「23年度協働事業提案募集の手引き」配付）

②新宿区協働支援会議委員によるミニ講演
テーマ：NPO（市民）と行政との協働事業について考える（第1・2回）
協働事業提案制度の事業展開（第3回）

③区から提起する課題の説明（地域文化部文化観光国際課）
「駅前、ひろば、ロビー、壁面、河川等の公共的空間（道路空間を除く）を活用した文化芸術振興の取り組みと地域の活性化」



● 23年度新宿区協働事業提案の周知

- ・ 区のホームページ「協働のひろば」に掲載
- ・ 区広報紙に掲載
- ・ 区登録NPO法人に電子メールで周知
- ・ 区施設にポスターの掲示、募集ちらしの設置
- ・ 区直営掲示板にポスターの掲示
- ・ 新宿区民活動支援サイト「キラミラネット」に掲載
- ・ 新宿NPOネットワーク協議会理事会において募集を説明
- ・ 東京ボランティア・市民活動センターのホームページに掲載 ほか



● 提案の募集

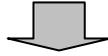
- ・ 募集期間 平成23年5月16日(月)～6月21日(火)
- ・ 提案件数 7件
内訳 NPOの自由な発想による事業提案 5件
区から提起する課題に対する事業提案 2件



● 事前ヒアリングシートの作成

提案された事業については、区の関連事業課において事業企画内容についての意見を付した事前ヒアリングシートを作成し、一次審査の資料とした。

関連事業課数 10課 シート作成件数 14件



●第1回審査会：一次審査（書類選考）

・ 7月21日（木）14：00～16：00

開催の協働事業提案制度審査会において、一次審査を行い、提案のあった7事業のうち4事業を選考し、二次審査の対象とした。

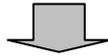


●事業担当課による一次審査通過団体へのヒアリングの実施

・ 8月2日（火）～8月4日（木）

1団体ごとに1時間30分程度のヒアリングを行った。地域調整課職員も事務局として参加した。

各事業担当課がヒアリングの後に作成した意見書を、二次審査の資料とした。



●第2回審査会：二次審査（公開プレゼンテーション）

・ 9月2日（金）13：00～15：50

新宿区立戸塚地域センター7階 多目的ホール 傍聴者約30名
一次審査を通過した4団体の提案について提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明。その後、審査会委員が質問し提案団体及び事業担当課が答える形で質疑を行なった。

プレゼンテーション時間 1団体 20分

質疑応答時間 1団体 15分



●第3回審査会：最終選考

・ 9月5日（月）14：00～16：00

二次審査（公開プレゼンテーション）を行なった4事業のうち、2事業を協働事業として採択した。審査会から報告を受け区が事業実施を決定する。



●新宿区協働事業提案制度審査会から区長への審査結果報告

・ 12月8日（木）報告書の提出

3 区の課題設定

23年度に区が設定した課題は以下のとおり

区から課題を提起する事業

1	テーマ	駅前、ひろば、ロビー、壁面、河川等の公共的空間（道路空間を除く）を活用した文化芸術振興の取り組みと地域の活性化
	所管課	地域文化部文化観光国際課文化観光国際係 みどり土木部土木管理課管理係
	概要	<p>新宿区では、平成22年4月に「新宿区文化芸術振興基本条例」を施行した。ここでは、区民・文化芸術団体・学校・企業・新宿区等、文化芸術の振興に関わる多くの主体を「私たち区民」と定義し、「私たち区民」による持続的な文化芸術活動の取り組み、相互連携による地域の歴史、伝統等を反映した特色ある文化芸術の保護・保存、新たな文化芸術の創造・発信、文化芸術の鑑賞・参加や創造するための環境整備等について規定している。</p> <p>こうした条例のめざす理念・基本原則を実現するとともに、平成22年11月に区の施政方針に示され、新宿区文化芸術振興会議で調査・審議テーマとして決定した「まち歩き・まち遊びが楽しい新宿フィールドミュージアム」を実現していく上での先駆的な取り組みとなる次の事業を課題として設定し、公募する。</p> <p>① 新宿区文化芸術振興基本条例第13条に規定する「人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる場」としての駅前、ひろば、ロビー、壁面、河川等の公共的空間（道路空間を除く）を活用しての文化芸術振興と地域の活性化につながる事業</p> <p>② 文化芸術の鑑賞・参加・創造の場として活用可能な駅前、ひろば、ロビー、壁面、河川等の公共的空間のリストアップを行うとともに、公共的空間を活用して文化芸術活動を行う意思を持つ「私たち区民」をコーディネートする事業</p> <p>※ ①の事業については、通年を基本としつつ、複数の提案があった場合は、23年6月の新宿区文化芸術振興会議で決定する予定の「文化月間」（10月から11月までの予定）中に行われる事業を優先する。</p> <p>【参考資料】 新宿区文化芸術振興基本条例、新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書、新宿区文化芸術振興会議資料（抜粋）</p>

4 審査基準

23年度の採点方法は一次、二次審査とも下記の審査基準に基づき、各委員70点満点で採点し、委員の合計点により選定した。

審査の基準

審査項目		審査の視点
協働の必要性	地域課題・社会的課題	【ニーズ性】 10点 ◇提案内容は、地域課題・社会的課題（ニーズ）を捉えているか。
	課題解決の手法・形態	【協働の手法・形態】 10点 ◇課題解決のために協働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。 ◇地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。
	役割分担	【役割分担の妥当性】 5点 ◇提案団体と当区との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。
	事業効果	【相乗効果】 10点 ◇提案団体と当区とが協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより、効果的实施が可能となることなど）に行うことが期待できるか。
【区民満足度及び区民生活への波及効果】 10点 ◇区民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができること等）が期待できるか。 ◇区民や地域社会への波及効果が期待できるか。		
事業の実現性	企画力	【団体の企画力】 5点 ◇地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか（予算見積もりを含む）。
	実現性	【計画の実現性】 5点 ◇計画どおりに実施が可能であるか（地域住民等の理解を得られているか。また、法的な問題等により実現が困難となっていないか。）。
	実施能力	【団体の実施能力】 5点 ◇提案団体は、当該事業を実施する上での、専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。
	継続能力	【団体の継続能力】 10点 ◇提案団体は、当該事業を実施する上での、提案する事業が継続可能であるか。 ◇提案した事業を継続するために、組織の成長・自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか。 ◇計画を継続して実現するために自ら資金や人材の確保に努めているか。

5 23年度協働事業提案の募集内容

※協働事業提案募集の手引きから抜粋

「NPO等」とは、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指しています。

社会経済情勢の変化に伴い、住民ニーズが多様化する中で、地域課題も複雑化・専門化しており、行政だけでは解決が困難な課題が増えています。また、地域社会が抱える課題を市民が自ら解決していこうとする活動が活性化してきています。

新宿区は、区民が安心して住み続けられる暮らしやすい地域社会の形成を目指して、地域社会を構成する多くの人たちと行政が、持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら共通する課題の解決に努める「協働」を推進しています。

その取組みの一つとして協働事業提案制度を実施し、これまで専ら行政が担ってきた公共の分野に多様な主体がその意欲と能力を生かして地域を支える仕組みづくりを進めています。

◆協働事業提案制度の目的

新宿区協働事業提案制度は、NPO等の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集し、新宿区とNPO等が「協働の基本原則」(平成16年3月策定「新宿区・地域との協働推進計画」)に基づいて事業に取り組むことで、地域課題の効果的・効率的な解決を図ること、また、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進することを目的としています。

〈協働の基本原則〉

「新宿区・地域との協働推進計画」では、様々な主体が協働を進めるときの基本的な取り組み方として6つの基本原則を掲げています。

1 相互理解

それぞれの立場や特性を理解し尊重しあいながら信頼関係を築き、お互いの理解を深めながら協働を進めることが原則です。

2 自主・自立性

社会貢献活動は、自主的な活動が基本です。また、責任を分かち合いながら継続的に活動するために自立性を高めることも重要です。

3 対等の関係

お互いを認め合い、対等な立場に立つよう努める必要があります。主体的に持てる力を出し合う、対等なパートナーシップが原則です。

4 目的の共有

それぞれの主体が持つ目的の中から共通の目的を見出し、一致した目的を明確にし、ネットワーク化を図りながら協働を進めることが原則です。

5 公開性

協働は、その活動内容や経過が常に開かれ、透明性の高いものでなければなりません。目的や支援・役割のあり方・効果など、公開されることが原則です。

6 関係の見直し

協働は、その事業や活動内容を客観的に評価し、見直すことが大切です。硬直化・既得権化しないように、一定時期に協働の関係を見直します。

◆事業の流れ

●事業の提案期間 平成23年5月16日（月）～6月21日（火）

関係する区担当部署と調整等

- ・ 区と協働して事業を行うことを希望するNPO等は、確認シートによって提案するに当たっての必要事項を確認します。
- ・ NPO等は、区の事業担当部署に事前調査・相談を行い、区の計画や事業実施状況等を確認したうえで事業内容を企画し、協働事業提案書等を提出します。



区担当部署ヒアリングシート作成

- ・ 区担当部署は、ヒアリングシートを作成します。（ヒアリングシートは、審査の参考資料とします。）

審査会からの提案内容等に関する質問

- ・ 審査会は、提案内容についての疑問を、事務局を通して提案団体に確認します。



●一次審査（書類選考） 7月21日（木）

- ・ 審査基準に基づき新宿区協働事業提案制度審査会による書類選考を行います。



区担当部署意見書作成

- ・ 区担当部署は一次審査通過事業の提案団体とヒアリングを実施し、意見書を作成します。（意見書は、審査の参考資料とします。）



●二次審査（公開プレゼンテーション） 9月2日（金）

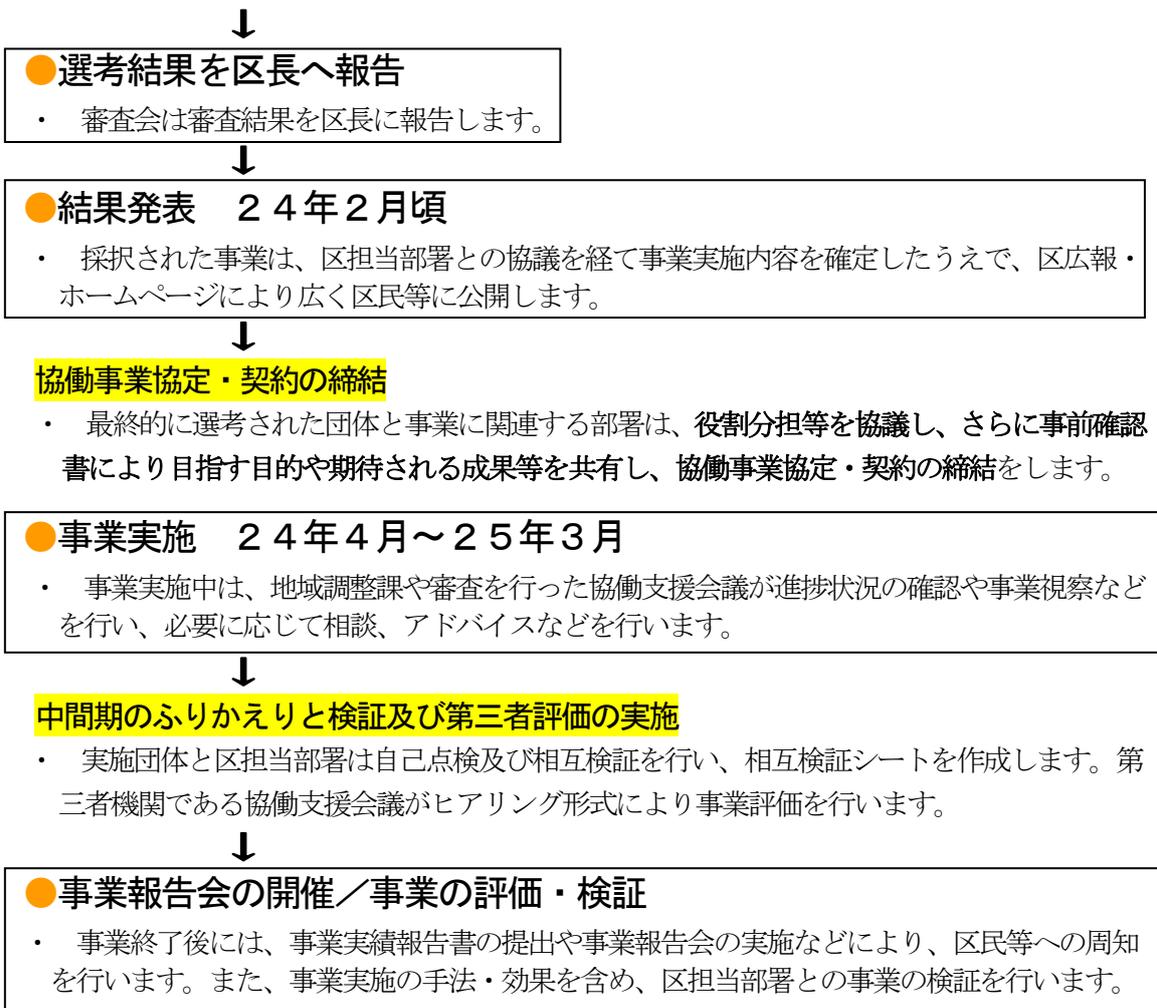
- ・ 二次審査では、一次審査により選考された提案団体による事業案の公開プレゼンテーションを実施します。審査会は、審査基準に基づき審査を行い、対象事業を選考します。

●最終選考 9月5日（月）

- ・ 審査会は、公開プレゼンテーションや関係する区担当部署との調整を踏まえて総合的に評価し、最終選考を行います。

関係する区担当部署との詳細協議

- ・ 最終選考を通過した提案者は関係する区担当部署と事業化に向け、詳細協議を行います。



提案できる方(応募資格)

特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等、営利を目的としない団体で、次の要件をすべて満たすことが必要です。

なお、個人は対象としません。

(※応募は1団体につき1提案とします。複数の団体による共同提案も可能です。)

- 1 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、会員名簿を備えていること
- 2 予算・決算を適正に行っていること
- 3 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
- 4 事業の成果報告及び会計報告ができること
- 5 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- 6 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと

- 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- 8 協働事業の業務を遂行できる能力と実績を有すること
- 9 提案団体が新宿区協働事業提案審査会委員との間に利害関係がないこと

◆対象となる協働事業

対象となる協働事業は、次に掲げる事項を満たすもので、「NPO等の自由な発想による事業」、又は「区から提起する課題に対して提案する事業」のいずれかに該当する事業とします。

- 1 公益的・社会貢献的事業で、地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点が取り込まれている事業
- 2 区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
- 3 多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業
- 4 事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業
- 5 協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業
- 6 NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業
- 7 明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業
- 8 予算の見積もり等が適正である事業
- 9 NPO等の活動基盤強化や組織人材の成長につながる事業

《対象外とするもの》

- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・ 学術的な研究を目的とした事業
- ・ 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベントなどの事業
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 宗教活動または政治活動を目的とした事業
- ・ 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成を受けている事業
- ・ 事業実施の伴わない調査のみを目的とした事業

（当該年度に調査と、それに基づく事業を実施するものであれば対象となります。）

※ 協働事業提案制度は、提案者と区が、それぞれの責任と役割分担を明らかにして行う事業です。行政への一方的な要望といったものは、この提案制度にはなじみません。

◆事業期間及び区の経費負担

- ・ 事業期間は、**翌年度の単年度です**（当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）とします。）。ただし、区長が必要と認めるときは、この制度でさらに1年間継続実施することができます。
（予算編成時期に事業の規模が確定しないなどの理由で翌年度予算計上できないときは、翌々年度の単年度事業として事業を実施することができます。）
- ・ 区が負担する事業経費は、1事業あたり500万円を限度とします。なお、「協働」で事業を実施していくものであるため、提案団体への経費負担のほか、役割分担により、区に事務費等の経費支出が生ずる場合は、区の負担する経費、その他消費税及び契約における印紙代を含めたものとします。
この金額はあくまでも事業経費負担の上限額ですので、これ以下のものも対象となります。（ただし、概ね100万円を下限額とします。）
- ・ 実施する事業に対して負担するものですので、団体の人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象外とします。（提案事業に直接係る人件費などは対象となります。）また、事業実施に必要であっても施設等の改修費や備品購入費は対象外となります。
- ・ 事業実施後に余剰金が発生した場合は、区へ返還していただく場合があります。

◆審査・選考方法及び公開プレゼンテーション

- ・ 提案された事業は、一次審査（書類審査）、二次審査（公開プレゼンテーション）を経て事業実施を決定します。必要に応じて区の担当部署が、提案された事業について、ヒアリングを実施します。
さらに最終選考された事業は、提案したNPO等と区の担当部署によって詳細な協議を行い、具体的な事業の企画を練り上げていきます。
- ・ 審査は、学識経験者、NPO構成員、区内事業所の社会貢献部門経験者、公募区民、新宿区社会福祉協議会の職員からなる「新宿区協働支援会議委員」（8名）と区の職員（2名）から構成される新宿区協働事業提案制度審査会が行います。
- ・ 一次審査を通過した提案については、公開プレゼンテーションを行いますが、提案された団体の方が参加できない場合は、審査の対象外となります。
- ・ 提案された事業は、審査基準（本誌 4「審査基準」に掲載）により審査を行い、区の予算成立を条件として協働事業を決定します。

6 協働事業提案制度に関する今後の課題

この「課題・問題点等」には、審査の課題とともに、行政及びNPO等への提言を掲載しました。

これらの課題については、協働事業提案制度をより良いものとするために、協働支援会議の中でも検討していきます。

課題・問題点等

【事業目的】

- この制度は、提案団体の活動への単なる支援ではなく、「市民参加・協働」という新しいまちづくりを進める政策であり、区民(市民団体)と行政が文字通り協働して「区民が安心して住み続けられる新宿区」をつくっていくことを目指しているものである。
- 今年度は、提案数7件で一次審査通過が4件と少なかった。
様々な視点で多くの市民が主体的にかかわっていく事業として、この制度がもっと積極的に活用されることを望む。
- 一人一人が能力を発揮し合って地域を支える社会の形成につながる提案があまりみられず、参加及び自律による協働のまちづくりの方向性に欠けている。
協働事業の実施によって、参加者同士のつながりや、区民の参加する機会が増えることが望まれる。
- 市民参加による「まちづくり」を進めるためにも、区民や地域を巻き込んだ協働事業展開のあり方について検討すべきである。提案事業が地域住民の意識変革を如何にして引き起こし、その結果が区全体にどのような波及効果をもたらすのかという視点が希薄な提案が多かった。
- 協働事業提案を普及させるため様々な策を講じてきたが、協働の本質を捉えた提案が多くみられない。提案を希望するNPO等に対して講演を行うなど、協働のあり方に関する更なる周知が必要である。
- 協働事業として相応しい事業内容の提案が少なかった。区と協働する目的が、単に区の財政援助を求めるなどの傾向が見受けられた。団体自身の活動の充実を図るためのPRや資金目的として申請してはならない。協働によって市民が安心して生活できる地域社会を目指すという趣旨を理解して提案することが必要である。

【事業の流れ】

- この制度は、事業企画を市民団体が提案し、それを行政が取り組むまちづくりの一環として位置づけ、地域の人々と共に進めることに意義がある。協働提案事業は、そうした視点で行政と市民団体が取り組むもので、どちらかが主体を担うというものではない。それだけに、事業企画前に徹底した双方による議論がなされ、提案時には事業の全体像や3～5年後には地域社会や市民生活がどのように変わるのかという展望を示すことができることが望ましい。そして、採択事業を具体化するときには、「行政」「市民団体」「生活者としての市民」が一体となって進めていかなければその事業目的を達成できないことを、事前の協議の時から意識して取り組むように望む。

- 企画前に事業担当課へ区の計画や既存事業を確認することになっているにも関わらず、それを行わず或いは十分でないため、区の実施事業や類似事業を把握していない提案が見られた。事前確認の必要性について団体へのさらなる説明が必要である。

また、行政側は事前の話し合いで情報を提供し、協働に対し積極的な姿勢を示すべきである。

【対象事業】

- 協働事業の捉え方や認識に違いがあるように感じられた。協働とはただ単に提案団体と区との関係で捉えるのではなく、提案する事業への区民の参加を如何にして図るのかという視点をも取り入れて事業の立案をして欲しい。

- 提案される事業は、新宿区のまちづくりの一環として進める事業として、区民が主体的にどのように参加・活動していくのかという視点があることが重要である。生活者である区民が主体的にかかわり、提案された事業が地域に定着し、3～5年先には区民生活がより良い方向に変わることを展望できるようにしなければならない。

提案団体のミッションの実現と地域社会の変革を同時に行われなければ、提案団体の自己満足になってしまい、それはこの制度が求めているものではない。

- 新宿区の地域の力や多様性を捉えた協働提案が少なかった。
- 協働によってどのように区民の満足度が高まるのか、どのような効果や成果があるのか具体的に示す必要がある。
- 協働の本質的な内容を捉えた、新たな公共の創造、新たな価値の創造といった共感、共鳴を生む提案を促進することが必要である。
- 区から課題が提起され、それに対する提案事業が出てきたことは評価できる。次年度以降も提起が継続されることを区に要望する。
- 行政からの課題提起は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりや、シンクタンクを活用しての各種政策的な課題提起があってもよかったのではないかと。

【事業期間及び区の経費負担】

- 提案書の事業経費の算出が大雑把なところが見受けられた。区税を投入する事業であることを踏まえ、経費算出にあたっては、適正な根拠を示せるようにすることが必要である。

【審査・選考及び公開プレゼンテーション】

- 公開プレゼンテーションは、次年度の提案へつながるよう、広くNPO等へ、周知する必要がある。また、一般参加者に向けては、提案内容がわかる表題とする等、興味をひきつけるようなPRが必要である。
- 提案事業は区にとっては単年度事業であり最長2年まで実施可能であるが、提案団体は、それ以降の中長期的展開についてもプレゼンテーションの中で示すべきである。

【審査基準】

- 提案された役割分担に関し、提案団体と区事業課の考えが合わないなど、マッチングの課題があり、現行の審査基準のままでは、役割分担や相乗効果などの審査項目において判断が困難となる場合がある。審査基準の工夫が必要である。
- 提案事業に対する区民ニーズの把握が不十分なものや、区民の提案事業への関わり方が不明確な提案事業が多く見られた。
団体が実施したい事業と区民ニーズのある事業には少なからず差異がある。十分に区民ニーズを把握する必要がある。

【その他】

- 提案企画書に、提案事業の実施によりどのような成果があるのか、社会的変革や効率化・経済効果などを入れるようにしてはどうか(成果要素・成果数値など)。
- 採択事業に関して、協働支援会議が提案団体と区事業課の双方の意向を確認したうえで、役割分担や相乗効果の発揮などについて助言することも必要ではないか。
- 実施事業の振り返りを行い、問題や課題を整理して今後の制度のあり方を検討し協働支援会議としての方向性を示す事が必要である。

7 23年度協働事業提案採択事業

23年度協働事業提案採択事業			
申請順	団体名	事業名	事業種別
1	しんじゅくアートプロジェクト	新宿アートプロジェクト	自由課題
2	社団法人 日本芸能実演家団体 協議会	新宿フィールドミュージアム「とっておき 街角スポット」活用事業	区からの課題

平成23年度協働事業提案採択事業は上記の2事業である。

8 採択事業の選定理由と今後の課題

平成23年度協働事業提案選定理由と今後の課題

申請順	団体名	選定理由	今後の課題
	事業名		
1	しんじゆく アートプロジェクト	<p>新宿区は他区に比べ外国人の居住割合が高くなっており、多文化共生は、行政のみならず地域全体の課題としてとらえる必要があります。</p> <p>この事業では、芸術創作活動を通じ、新宿区で生活する外国人と日本人が交流する機会を多く持ちます。文化の違いや言葉の壁を越えて交流を図ることは、多文化共生を推進している区にとっても役立つものと評価しました。</p> <p>また、海外の芸術家を招聘し、子どもたちが母国出身の芸術家と交流することは母国への親近感を増し、子どもたちの将来に役立つものと考えられます。</p>	<p>◆多文化共生のまちの実現は、特に宗教に係る価値観や生活文化の違いが考えられる中で容易ではありませんが、新宿区全域の住民が理解し協力し合い、主体的に推進できるような仕組みづくりもあわせて取り組んでいくことを求めます。</p> <p>◆事業の実施にあたっては、地域住民とのつながりがもてるよう充分留意し、地域に偏ることなく新宿区全体で効果を発揮できる活動を展開することが重要です。</p> <p>◆地域社会における日常生活の中にこの事業を根付かせ、国籍や人種にとらわれず住民と一緒に活動できる場を作り出すことが必要です。そのためには、特に自国の文化や生活習慣が身につけている大人へどのようにアプローチしていくのが課題です。</p> <p>◆芸術創作活動を通して海外にルーツを持つ子どもに対し地域に認められている安心感と住民意識を形成するとありますが、基本的な生活ルールやマナーについて一層の理解をしてもらうことも必要です。</p> <p>◆この提案が目指す「多文化共生のまちづくり」は協働事業終了時に終着点となるものではないため、団体の今後の取り組みや市民との協働の進め方を中間期に総括して示すことを求めます。</p>
	新宿アートプロジェクト	<p>団体のこれまでの大久保アートプロジェクトの活動実績を生かし、各地域で開催を予定している巡回展示やワークショップによって、区全体に広がる事業として展開されることを、さらに、外国人・日本人、大人・子どもの区別なく地域社会で生活する人々に多文化共生の理解を広めていく事業となることを期待します。</p> <p>以上のことから、協働事業として採択しました。</p>	
2	社団法人 日本芸能実演家団体協議会	<p>区が提起した課題に対する事業提案であり、区の「文化芸術振興基本条例」における「公共的空間の活用」を具現化できる事業であると判断しました。</p> <p>また、新宿区の新しい文化創造の場として利用可能な公共的空間を「とっておき街角スポット」として利用することは、文化芸術の振興による地域の活性化につながるものと判断します。</p> <p>この団体は芸能花伝舎の運営や多くの文化芸術団体との繋がりを持ち豊富な経験とノウハウを有しており、事業の実現性が高く、さらに文化芸術団体とのコーディネートも可能であると考えました。</p>	<p>◆協働事業提案制度の趣旨は「市民参加、協働によるまちづくり」であり、地域社会における市民生活との係わりが強調された取り組みとすることが必要です。この提案では一般区民の参加機会が少なく受け取れるので、積極的に市民(区民)を巻き込んだ活動を展開するとともに、将来的に区民の自主的な活動が出来るように市民がどう参加していくべきか検討する必要があります。</p> <p>◆提案事業の実施は、行政のみならず地域団体との連携が不可欠です。「とっておき街角スポット」は提案団体に属する団体に止まらず、区民(町会・商店会・子どもが参加する会等)が利用できる位置づけとすることが大切です。そのためにも「とっておき街角スポット」の情報公開と利用者の公平化を図る運営体制を作り出すことを求めます。</p>
	新宿 フィールドミュージアム「とっておき街角スポット」活用事業	<p>「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向け、区民が気軽に文化活動や芸術に触れる機会の創出や創作・表現活動への参加を容易にすること、そして、まちの歴史を継ぐ・活かす、まちへの愛着と誇りを育てるといった、まちの魅力や豊かな暮らしを感じる「新宿らしさ」が醸成されるよう事業展開されることを期待します。</p> <p>以上のことから、協働事業として採択しました。</p>	

9 23年度採択事業 提案内容

ここには、提案団体から出された事業提案企画書の内容を掲載しています。

(1) 新宿アートプロジェクト

… P19

提案団体：しんじゆくアートプロジェクト

(2) 新宿フィールドミュージアム

「とっておき街角スポット」活用事業

… P25

提案団体：社団法人

日本芸能実演家団体協議会

(1) 事業種別：自由課題

事業担当課：地域文化部文化観光国際課・子ども家庭部子ども総合センター

事業提案企画書

新宿区負担額 5,000 千円（事業の予算総額 5,652 千円）

提案団体名	しんじゅくアートプロジェクト
提案事業の名称	新宿アートプロジェクト
提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・新宿区に在住する海外にルーツを持つ人々を社会問題とし認識するのではなく、多様な文化を内包した文化資源として認識することで、一歩進んだ新しい多文化共生のロールモデルを実現する。・芸術ワークショップを実施し、多文化背景をもつ地域の子どもの達やその保護者と日本人とが共同制作を行う機会を提供し、住民参加による多文化共生地域社会を共に作っていく。・多様な背景を持つ子ども達に対し、創作活動の中で自己を表現する体験を与えることで、自己肯定感の育成を図り精神面でのケアを行う。またそのような創作活動の場を恒常的に提供し、子ども達が安心して集う事の出来る居場所を確保することで、地域の安定に寄与する。・新宿区を舞台に、海外からの芸術家と地域住民とが共に創作活動を行う中で、街の魅力を住民自らが発見しその文化力を発信する機会を設ける。また、海外にルーツを持つ子ども達が、母国出身の芸術家と交流する事で、自らを二国間の架け橋として認識し、国際的な人材育成に貢献する。
地域課題・社会的課題の緊急性・重要性 (区民ニーズを含む)	<p>1 解決する地域課題</p> <p>① <u>海外にルーツのある住民と地域社会との接点の希薄性</u>：新宿区には、多くの海外にルーツを持つ住民が在住しており、多文化共生プラザの設置や多言語相談対応を設けるなど、様々なサービスを提供している。「新宿アートプロジェクト」(※)の前身である『大久保アートプロジェクト(主催「みんなのおうち」)』では、過去3年間にわたり、大久保地域の海外にルーツを持つ子ども達を対象とし、芸術ワークショップを通じた教育活動を行ってきた。同取組では、新宿区民もボランティアとして参加してもらうことで、子ども達やその保護者と地域社会とのつながりを作る貴重なきっかけとなった。しかし、未だに海外にルーツを持つ住民と地域社会が一緒になって参加できるような機会は少なく、地域社会の一員という意識を持ちづらい。今回の東日本大震災においても、日本社会からの情報が伝わらないために、一時的な帰国者が増えるなどの混乱が見られた。『多文化共生推進会議』の発足準備が進んでいるように、多文化共生の実現においては、海外にルーツを持つ住民の参画が重要であり、日本人住民と共同しながら地域社会について考える事の出来る具体的な機会を設けることで、住民参加型の一歩進んだ多文化共生社会を作ることが必要と考えられる。</p> <p>② <u>多文化環境における教育問題</u>：新宿区内では海外にルーツを持つ子ども達が多く生活しており、特に大久保地域の小中学校では、生徒の6割を占める学校もある。子ども達の中には、家庭環境の不安定さ、文化の違いや言葉の壁などといった複雑な環境を抱えているために、自己肯定感を抱きづらく精神面で不安定となり、学校生活や学力面に影響が出ている。また高年齢になっていくと、非行に走るなど地域社会にとって不安定な存在となりやすい傾向にある。このような子ども達が自己肯定感を育み、自らを地域社会の一員として認識するためには、心から安心するような拠り所となる居場所作りをはじめとした生活環境の改善が急務である。</p> <p>③ <u>多文化共生の実現を通じた国際化と人材育成</u>：海外にルーツを持つ子ども達の中には、自らを外国人としてとらえ、日本社会からの距離感を感じている子どももいる。21世紀は「人の移動」の時代と言われているが、新宿区で育った子ども達の中には、今後成長し母国にもどることもありうる。『大久保児童館アートプロジェクト』では、海外にルーツを持つ子どもと日本人の子どもとが共に大久保の街を歩き、その魅力を再発見し自らの手で発信していくという試みを行った。こういったプロセスを通じて、大久保地域や愛着を持ち、日本社会への更なる理解が深まった事が見受けられた。新宿区の国際化を深めるためにも、海外にルーツを持つ</p>

	<p>子ども達を、国際交流を担う人材として育成していくことが重要である。</p> <p>2 新宿区民のニーズ：</p> <p><u>平成20年3月発行「新宿区多文化共生実態調査」より</u>：海外にルーツを持つ住民に対する日本住民の声として、「外国人区民が多いと感じている」という意見が7割あり、「犯罪が増えるのではないかと(48.5%)」、「外国人に対して偏見がある(59.9%)」という不安要因が指摘されている。一方、海外にルーツを持つ人々との相互理解を望む声として、「外国人も日本の習慣を尊重する(62.3%)」、「今後生活習慣の相互理解を望む(56.3%)」、「お互いを認め合う教育に力を入れる(39.7%)」、「外国人が住む事が関心好ましいと感じる(21.2%)」があり、平成15年度調査より4.1ポイント増加している。しかし「外国人との付き合いが全くない(44.9%)」とあるように、相互に交流する機会が少ない事が、新宿区の多文化共生を進める妨げになっていると考えられる。</p> <p>また、新宿区は、多文化の街づくりの推進に力を入れるべきと考えている区民の声として、「日本文化と外国文化の特徴を生かした街づくり(53.8%)」、「日本人も外国人も区民として尊重される住みやすい街(66.5%)」、「新たな文化やビジネスを世界に発信する国際的な都市(60.6%)」とあるように、多文化環境を生かした国際的な街づくりが求められている。</p> <p><u>当団体が3年間実施した事業より</u>：参加した地域住民より、継続的な実施を希望する声が寄せられた。また、大久保図書館での作品展示を見た人々から、海外にルーツを持つ子ども達のみならず、新宿区に在住する地域の子も達と大人を対象とするなど、より幅広い活動の展開を通じて更に多くの地域住民が文化活動に参加出来るようにとの希望があった。</p> <p>3 その他：「大久保児童館アートプロジェクト」で培った経験・実績から上記の地域課題が見えてきたため、このような諸問題の解決により効率的に対応する事を目的とし、新たな任意団体「しんじゅくアートプロジェクト」を設立することとなった。</p>
<p>問題解決の 手法・形態</p>	<p>1 課題解決の方策</p> <p><u>①海外にルーツを持つ子ども達等や地域住民を対象とした住民参加型芸術ワークショップの実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新宿アートプロジェクト」は、アメリカ・ニューヨークで多様な背景を持つ子どもを対象とした芸術ワークショップ”Kid’s of Survival”が1980年代から現在まで続けられ、その取組を先行事例とし、芸術ワークショップを通じ海外にルーツを持つ人々と地域社会とを繋ぐ効果的な事業となる。 ・芸術ワークショップへの参加により、区内の日本人と海外にルーツを持つ人々とが共に一つの作品を創ることで共同体験を育み、新宿区に生きる地域住民としての意識を形成し、互いを認め合う。 ・学習補助などのボランティア活動には携わるには時間がないが、何か海外にルーツを持つ子ども達へのサポートを行いたいと思っている区民に、より多文化共生に貢献しやすい機会を提供する。 <p><u>②公共スペースを活用した展示活動・創作スペースの設置による子ども達の居場所づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区内の公共スペース等にて子ども達等が作成した芸術ワークショップの作品を展示し、地域社会との接点を作る。子ども達が地域社会から認められているという肯定感を形成し、安定した成長を促す。ひいては地域社会の安全につなげる。 ・子ども達の居場所として、継続的な創作活動が出来るようなスペースを確保し、創作での自己表現を通じて、子ども達の自己肯定感の育成を図り、精神面でのケアを行う。移民の子ども達が多く在住する米国カリフォルニア州では、”The Fifth Dimension”という移民の子ども達の居場所作りのための放課後プロジェクトがあり、同様の実践が行われている。創作活動を通して移民の子どもが他者と協働する楽しさを学び、自己肯定感を獲得するという効果が挙げられている。 <p><u>③海外の芸術家と地域住民との国際的なまちづくり、人材育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区を舞台に、海外の芸術家が地域住民(海外にルーツを持つ住民と日本人住民)と共に

	<p>創作活動を行う中で、お互いを多様な文化を持つ地域住民の一員として認め、自らの手により多文化共生のロールモデルを形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外にルーツを持つ子ども達の母国出身の芸術家（中国、フィリピン）によるワークショップを行い、母国に対する誇りを育む事で、自らを両国の文化を持った架け橋として認識する機会を作ることで、国際的な人材育成に寄与する。 ・創作作品の海外・国内の公募展出品や巡回展示実施など、新宿区の文化力を発信する。 <p>2 問題解決の先駆性・先進性・アイデア・工夫</p> <p>① <u>芸術活動を通じた共同制作による住民参加型の多文化共生社会の実現</u>：従来の多文化共生事業は、日本語教育や相談対応など、日本人側が海外にルーツを持つ人々を助ける構造が多かった。芸術ワークショップでは、創作活動において日本人も海外につながる人々も、対等な立場で参加し、共同することが可能であり、双方向な取組として多文化共生サービスを提供する事が可能である。</p> <p>② <u>公共スペースを活用した巡回展示</u>：ワークショップ実施のみならず、多文化共生プラザや四ツ谷、榎、落合等の区内の公共スペースにて展示活動を行う事で、一過性のイベントに留まらず、広く区民が作品を享受できる機会を提供する。また、これまで活動を展開していた大久保地域以外での展示を行うことにより、他地域との連携を作る。出張ワークショップを行う等広く区施設(例：児童館、学校等)での事業実施につなげ、地域の根差した活動にすることが出来る。</p> <p>③ <u>海外にルーツを持つ子ども達の「居場所」の確保を通じた心のケア</u>：海外にルーツを持つ子ども達へのサポートは日本語教育や学習補助など、学力のサポートが中心であり、子ども達の精神面でのケアを視野にいれた活動は少ない。創作活動の出来る「居場所」を確保することにより、地域に認められているという安心感を提供し、地域住民としての意識を形成する。自己肯定感の獲得は子どもの人格形成の根幹に関わり、学力や言語能力の向上を支えるものである。この事からも、精神面でのケアは、学習支援などの他のサポートとも関連する必須の課題であり、米カリフォルニア州の”The Fifth Dimention”という取組でも同様の検証がなされている。同時に上記②で事業に関心をもった区民が訪れ、それぞれの地域の情報交換を行うなどの地域住民同士の顔の見える交流の場というハブ機能としての役割も担うことが可能である。</p> <p>④ <u>国際的な人材としての育成</u>：海外にルーツを持つ子ども達は、新宿区内で育ち日本語や日本文化を習得しており、将来に母国との架け橋となる国際的な人材としてポテンシャルを高くもっている。母国に対する自尊心を育てつつ、地域住民としての意識を確立することが、将来的には海外と日本とをつなぐ架け橋としての若手リーダー育成につながる。</p> <p>⑤ <u>地域住民による新宿区の文化力発信</u>：新宿区を舞台に、芸術家が地域住民や海外にルーツを持つ子ども達・保護者と共に、作品を創りながら地域の魅力を発見する機会となる。また、海外、国内の公募展に出展するなど、自らの手で新宿区の魅力を対外的にも発信する。同時に、新宿区民にとっても豊かな文化資源を自ら実感し、地域を誇りに思う機会となる。</p> <p>今回採用する問題解決の手法は立教大学石黒宏昭教授が研究しており、事業の理論的根拠や整理に関わってくれ、アドバイザーとして参加してくれる。</p>
<p>役割・責任分担</p>	<p>1 提案団体が果たそうとする役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大久保地域でのアートプロジェクトの3年間の実績を生かし、文化芸術団体や国内外の芸術家とのネットワークを活用し、芸術家と共に地域住民参加型の芸術ワークショップを企画運営する。 ・海外にルーツを持つ子ども達・保護者からの当事者の声の把握、地域住民の参加促進。 ・大久保地域に加え、新宿区の他地域(例：榎、柏木、四ツ谷、落合、新宿1～7丁目、戸山等)での作品巡回展示、同地域でのワークショップの展開。 ・他地域(愛知、浜松等)への巡回展示、海外公募コンペティション応募による国外での広報活動。 <p>2 新宿区に期待する役割</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術ワークショップでは、新宿区の街を舞台に活動するため、街の中の駅前、公園、広場、壁面といった公共スペースの中で活動可能についての調整。 ・作品を巡回展示するにあたり、多文化共生プラザや地域センター等の公共スペースを活用する事で、より多くの区民に作品鑑賞の機会を提供したい為、調整をお願いしたい。 ・多文化共生、子ども、文化芸術、教育、国際交流などに係る横断的な事業であり、新宿区省内の各部署に関連してくるため、関連部署の調整をお願いしたい。(子どもサービス課、地域調整課等)「大久保アートプロジェクト」では大久保児童館等の新宿区の支援があったため、場所の確保など実施が容易となった。特に、文化観光国際課には多文化的な見地から協力してもらいたい。 ・区民への広報：ボランティア団体の草の根を通じた広報活動では、口コミが中心となり、広報・告知が行き届かず効率性が悪いため、区報、広報誌での掲載など広報面での支援をお願いしたい。 <p>3 新宿区の担当の担当部署と何らかのかかわりがある場合は、その部署名、経緯及び内容文化観光国際課多文化担当者と事業全体について意見交換した結果、連携が取れると考え。</p>
<p>協働の必要性 (提案事業を区と協働することで生じる効果・利点を含む)</p>	<p>1 協働の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区の行政サービスの充実化：新宿区は多文化共生社会のために様々な行政サービスを行っているが、地域住民による参加型の事業を行うことで、より充実したサービスを提供し、更に一步進んだ多文化共生活動を推進することが可能となる。 ・地域密着型事業の展開：新宿区と協働事業として行う事で、住民が利用する公共スペースを活用することが可能になり、大久保地域以外の地域でもより地域に密着した形での活動が可能となる。 <p>2 協働することによる相乗効果</p> <p>①区民にとって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術ワークショップへの参加や展示活動の中で、区民が参加しながら、自らの手で新宿区の魅力を発見し、区内の豊かな文化資源を体感することができる。 ・新宿区内の海外にルーツを持つ人々と日本人とが地域の住民として交流することで、互いの多様な文化に触れ、文化の豊かさを享受するきっかけとなり、一步進んだ多文化共生社会として、自らの地域に誇りを持つことができる。 <p>②提案団体にとって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しんじゅくアートプロジェクト」が目指す双方向の多文化共生が達成されると同時に、区との協働事業として事業の信頼性が高まり、当団体の存在が区民に認知される。 ・継続的な活動を展開することで子ども達に安定した居場所を確保することが可能となる。 ・事業に関わる他の団体との連携が強化される。更に社会的役割を果たす事で企業等から助成金が得られ、経済的基盤が盤石になるとともに、任意団体からNPO団体として登録できる。 <p>③区にとって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同制作の体験を通じて、海外にルーツを持つ住民と日本住民とが接点を深め、海外にルーツを持つ住民が区民としての参加意識を持ち、一步進んだ多文化共生が促進される。また、区民に多文化共生の言葉が浸透する(多文化共生の言葉を全く知らない38.9%)。 ・提案事業が庁内課の横断的的事业であるので、関連した課の連携が推進される。 ・文化観光国際課以外の庁内に多文化共生の意識が醸成される。 <p>3 協働事業の実施による区民への波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を通じて多くの区民が芸術ワークショップに参加し、大久保以外の地域でも事業を展開することで、様々な場所に拠点形成される。新しくできた拠点にて、芸術家と地域住民とのつながりが生まれることで、自主的に活動するグループが出来る。 ・海外にルーツを持つ人々と日本人が相互理解を行うことにより、海外にルーツを持つ人々の中に住民意識が芽生え、自ら積極的に地域の問題解決に参画するようになる。 ・接する事が少ない東南アジアの国の文化・芸術を知る機会を得られ、国や人々への理解が進

	<p>み、地域住民とともに、身近な多文化共生を考える機会を得る事ができる。</p> <p>・異文化を持つ方々が互いを理解することにより、それぞれが持つ固有の文化を知り、互いに影響しあう事で、新たな地域の文化の創造につながる。</p>
個別事業の内容	<p>1 芸術ワークショップ事業</p> <p>目標：地域住民参加型の芸術ワークショップの実施を通じて、互いを知り、認め合い、共に多文化共生社会を作っていく機会を提供する。</p> <p>成果：①海外にルーツを持つ住民と日本人住民とが対応な立場で参加することの出来る機会を提供する。②地域住民及び海外にルーツを持つ子ども達が共同作業を通じて互いを地域社会の一員として認め合う。③ワークショップに参加した子ども達が、地域社会の一員としての意識を育む。</p> <p>活動内容：映像制作、写真、現代アート、舞踊等のワークショップ</p> <p>予算額：2,168,000円</p> <p>2 子ども達の居場所作り・巡回展示事業</p> <p>目標：ワークショップの創作作品を地域内の公共スペースを有効活用して展示を行い、より地域に根差した活動を行う。子ども達が定期的に集うスペースを設け、創作活動の中で自己表現を行う機会を提供し、自己肯定感の育成を図ることで精神面でのケアを行う。</p> <p>成果：①公共スペース(例：多文化共生プラザ、大久保地域センター等の地域センター)の有効活用。②安心して継続的に通える居場所を地域の中に確保することで、海外にルーツを持つ子ども達に日本社会から認められているという認識を持たせ、地域の安定化につなげる。③創作活動を通じた自己表現の機会があることで、子ども達が自己肯定感を持ち、安定した生活を送ることができる。④「居場所」に、巡回作品を見て興味をもった人が立ち寄ることで、より地域に根差した場所となると同時にハブ機能も担う。</p> <p>予算額：2,260,000円</p> <p>3 海外の芸術家と地域住民による国際的なまちづくり・人材育成事業</p> <p>目標：新宿区を舞台に海外の芸術家と地域住民とが創作活動を行うことで、国際交流活動を促進し、新宿区内外に新宿の街を発信する。また海外にルーツを持つ子ども達を、日本と母国の架け橋として、国際的に通用する人材に育てることで、多様な人材を生かした国際的なまちづくりを促進する。</p> <p>成果：①韓国文化院、国際交流基金といった国際交流を担う文化施設とのネットワークを形成する。②国際社会に通用する人材として、海外にルーツを持つ子ども達が母国に対する肯定感情の形成を通じて、自尊感情を育み、日本と母国とをつなぐ架け橋として、自らを認識するようになる。</p> <p>予算額：1,224,000円</p> <p>(1～3の事業ともに) 実施場所：大久保地域センター、子ども総合センター、児童館、公共スペース(広場、壁面、公園)、多文化共生プラザ、新宿区中央図書館、早稲田大学等</p> <p>参加予定者：地域住民及び海外にルーツを持つ子ども達(「こどもクラブ新宿」学習者、子ども総合センターに集う子ども達、地域の小中学校の子ども達)とその保護者、日本人住民</p> <p>実施期間・従事者：以下、実施体制を参照。</p>
事業の実施体制	<p>統括責任者：小林普子 実施担当：海老原周子(海外芸術家招へい、国際人材育成)、三浦綾希子(子どもの居場所作り、精神的なケア)、小山聡、(アートコーディネーター)</p> <p>ワークショップ担当：佐藤博昭(映像作家)、桑原優希(写真家)、善元幸夫(大久保小学校元教員) 藤田ラウンド幸世(バイリンガル教育研究)、アドバイザー：石黒広昭(立教大学)</p>
提案事業に関連する提案団体の活動実績	<p>※以下、大久保でのアートワークショップとしての実績。</p> <p>平成21年度：(独)国際交流基金共催事業：新宿区における中高生映像共同制作ワークショップ</p> <p>平成22年度：新宿区NPO助成事業「大久保地域での多文化共生を目指した児童館活動の可能性」</p>

	平成 23 年度：新宿区 NPO 助成事業「大久保アートプロジェクト」として展開。現代アート、現代舞踏、映像制作、写真のワークショップの企画運営、ドキュメンタリー制作。神戸移民資料館での作品展示。社団法人青丘社「ふれあい館」にて、川崎、神戸、大久保から海外にルーツを持つ高校生達が参加し映像合同合宿を実施。平成 23 年 1 月 9 日「うたた寝」藤巻秀樹、日経新聞夕刊平成 23 年 2 月「新宿で育つ多言語・多文化を背景に持つ子どもたちの今」多文化社会研究会。				
事業スケジュール	2012 年 2 月：事業実施準備 3 月：年間計画の策定注：WS=ワークショップ				
		第 1 四半期 4 月～6 月	第 2 四半期 7 月～9 月	第 3 四半期 10 月～12 月	第 4 四半期 1 月～3 月
	芸術 WS	WS 実施準備、 写真 WS	映像 WS 現代アート WS	舞踏 WS	WS 総括報告書作成
	居場所作り	展示・創作スペースの調整、確保	作品展示 制作発表会	作品展示 制作発表会	作品展示 制作発表会
	海外芸術家 国際人材育成	海外芸術家との調整	国際人材養成 合宿	海外芸術家 WS フィリピン、中国	海外・国内の公募展への出品
地域や他団体との連携	芸術ワークショップ事業、海外の芸術家と地域住民による国際的なまちづくり事業では、児童館等行政機関へのワークショップ実施実績のあるアートフォリア株式会社や、海外芸術家招聘事業などを行っている（独）国際交流基金等との連携を予定している。海外にルーツを持つ子ども達や保護者からのニーズ把握や参加促進として、NPO 法人みんなのおうち、認定 NPO 多文化共生センター東京、認定 NPO 難民支援協会との情報交換に努める。また、地域の児童館とも情報共有に努めたい。				
事業の展望及び今後の活動展開	事業完了後には、新宿区内で同事業を定着させ、区民が参加し地域に根差した活動となるように努める。①外国人集住都市などに在住する多文化共生関連の団体に対して、芸術家を派遣し住民参加型のワークショップの企画運営を展開する。②講師の派遣やセミナーの開催などを通じて、同事業で培ったノウハウを展開するとともに、自己収入の一つとして確立する。③都内外の学習支援団体とのネットワークを構築し、海外にルーツを持つ子ども達への心のケアや国際的な人材育成活動の取組を推進する。④海外芸術家とのつながりを生かし、他国で同様の活動を行う団体とのネットワーキングを構築し、同事業を行う等一過性の試みに留まらないよう継続的な仕組みを形成する。				
提案事業の事業実施年度以降のスケジュール	2013～2015 年：事業定着化、新宿区外への芸術家派遣、実施事業の発表を通じた新たな多文化共生モデルの発信、海外にルーツを持つ子ども達の人材育成。2016 年～2021 年：海外・国内関連団体との共催事業実施、認定 NPO として申請し組織体制を確立する。				

(2) 事業種別：区からの課題

事業担当課：地域文化部文化観光国際課

事業提案企画書

新宿区負担額 4,979 千円（事業の予算総額 4,979 千円）

提案団体名	社団法人 日本芸能実演家団体協議会
提案事業の名称	新宿フィールドミュージアム「とっておき街角スポット」活用事業
提案事業の目的	新宿区からの課題提案を踏まえ、文化芸術の鑑賞・参加・創造の場として活用可能な駅前、ひろば、ロビー、壁面、河川等の公共的空間を「街角スポット」としてリストアップするとともに、「街角スポット」を活用した文化芸術団体等の活動のコーディネートを行うことにより、多様な文化芸術活動が重層的に展開されていくための基盤整備と文化芸術の振興による地域の活性化を進めることを目的として、本事業を実施する。
地域課題・社会的課題の緊急性・重要性 (区民ニーズを含む)	<p>1 文化芸術活動団体（703 団体）に行われたアンケート調査（平成 20 年度）では、「区民の文化芸術活動を活発にするために必要なこと」として、「成果を発表する場の確保・拡大」、「団体相互のシナジーを築く基盤・交流の場」等の意見が寄せられている。また、新宿区文化芸術の振興に関する懇談会からも、「マーケットや新宿のまちの強みであるディスプレイ効果を意識した取り組みが必要」、「活動・発表の場の不足」、「文化芸術活動家・団体・若者等の力を引き出すことが必要」等の課題が提起されている。</p> <p>2 『私たち区民』で取り組む文化芸術創造」を本旨とする新宿区文化芸術振興基本条例の実効性を高めるには、第 13 条に定める「公共的空間の活用」のほか、第 11 条「文化芸術に関する情報の収集、提供等」、第 12 条「文化芸術に関する環境の整備」第 14 条「人材の発掘、育成等」等の具体的取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>3 区からの課題提起とともに、区長マニフェストや文化芸術振興会議の調査審議事項とする新宿フィールドミュージアム実現に寄与する取り組みが求められている。</p>
問題解決の手法・形態	<p>前述の課題を解決し、達成していくために、区との文化芸術基本協定やこれまでの取り組みの中で築いてきたネットワークを活用しつつ、次の取り組みを行う。</p> <p>1 「街角スポット」候補物件の把握</p> <p>①新宿区の設置する「新宿区文化芸術の振興に関する庁内推進会議」を活用していただき、区所管施設等についての活用事例等の情報提供をしていただく。</p> <p>②新宿区商店会連合会、新宿区観光協会、新宿新都心開発協議会等から、公共的空間の活用事例について情報提供していただく。</p> <p>③地区協議会等の地域団体のほか、芸団協の保有するデータベースにより、区内で活動する演劇・邦楽・洋楽・舞踊等、幅広い分野における 200 を越える芸能実演団体・芸能実演家に調査・情報提供を依頼する。</p> <p>2 「街角スポット」活用可能条件の調査・整理</p> <p>提供されたスポット候補地情報を精査の上、現地調査を行い、物理的な環境及び使用に関する諸条件等を把握する。</p> <p>3 「とっておき街角スポット活用キャンペーン」の実施と文化芸術団体等への周知</p> <p>新宿ルミネエスト前広場を主会場として 3 か所で活用実験を実施。事業趣旨・調査の途中経過等を盛り込んだツールを作成し、広く周知。「新宿フィールドミュージアム事業」の周知機会としても活用する。</p> <p>4 街角スポットの周知・コーディネート</p> <p>区・新宿シティプロモーション推進協議会のホームページ等により、「街角ス</p>

	<p>ポット」の情報提供を行い、具体的な提案を受けた場合には、区・新宿シティプロモーション推進協議会と連携して、後援・共催・催事の情報発信等、提案団体の活動支援を行う。</p>
<p>役割・責任分担</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案団体が果たそうとする役割 <ol style="list-style-type: none"> ①本事業に関するフレームワーク（新宿フィールドミュージアム構想との連携）の作成及び、街角スポットの情報収集（ヒアリング及び現地調査）の実施、集約された情報のとりまとめ ②街角スポット候補地に関する利用要件の調査及び調整 ③当該街角スポットの関係者の利用内容に関する意向の把握 ④キャンペーン催事の調整、制作、実施 ⑤調査内容及びキャンペーン催事等を区民に広く発信するためのツールのデザイン、作成 ⑥街角スポット活用提案団体の企画と街角スポットを結びつけるコーディネイト 2 新宿区に期待する役割 <ol style="list-style-type: none"> ①庁内推進会議を活用した区所管の公共的空間でフィールドミュージアムの催事スポットとして活用できる空間の情報提供及びスポットの利用に関する庁内調整 ②区内の商店会、企業、地域組織等へのスポット情報の提供を含む調査協力の依頼 ③キャンペーン催事における本事業と「新宿フィールドミュージアム事業」の周知 ④区ホームページ、新宿シティプロモーション推進協議会の情報発信サイト「しんじゅくナビ」等による活用可能な街角スポットの情報掲載と区内外の文化芸術団体等に対して情報提供 ⑤街角スポット活用提案団体に対する後援・共催・催事の情報発信等、提案団体の活動支援 ⑥区報や区ホームページ等による区民への本事業の趣旨・成果等の周知、事業結果を関連団体が発行するマップ等に掲載することへの協力 3 新宿区の担当部署との関わり <p>文化観光国際課（区からの課題について、説明を受けた。）</p>
<p>協働の必要性 （提案事業を区と協働することで生じる効果・利点を含む）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 協働の必要性 <p>区から提案された課題は、「課題の概要」にも示されたとおり、文化芸術の振興に関わる多くの主体が主体的かつ積極的に関わることができる仕組みがなければ達成は困難である。また、「地域課題・社会的課題の緊急性・重要性」、「問題解決の手法」欄でも述べたとおり、文化芸術団体に対する活動・発表の場の拡大、相互の関わりによるシナジー効果を確保し、文化芸術振興基本条例の実効性や新宿フィールドミュージアムの実現可能性を追求していくためには、区民・文化芸術団体・商店会・企業等、幅広い団体への働きかけを行い、区と協働していくことが不可欠である。</p> 2 協働することによる相乗効果 <ol style="list-style-type: none"> ①区民にとって <p>前述のアンケート調査にみられるように文化芸術活動における活動・発表の場を拡大することが可能となる。また、日頃、文化芸術活動に参加しない区民にとっても鑑賞の機会の拡大につながる。</p> ②提案団体にとって <p>当団体に参加する実演芸術家の活動機会の確保が図れるほか、区内の文化芸術団体の活動の活性化・ネットワーク化を促進できる。また、新宿区と締結した協定書第2条に定めた区内の文化芸術振興、区民の文化芸術活動の推進を図ることができる。</p> ③区にとって <p>・区からの「課題の概要」に示された①～②を実現することができる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおり、新宿区文化芸術振興基本条例の実効性を高めることができる。 ・まち歩き・まち遊びが楽しい「新宿フィールドミュージアム実現」の取り組みを進めることができる。 <p>3 協働事業の実施による区民への波及効果</p> <p>本事業を実施することにより、前述①～③の効果が得られるほか、日頃、文化芸術活動について関心の低い区民であっても、区内の「街角スポット」で気軽に文化芸術に接する機会を得ることになり、文化芸術の持つ魅力に触れ、自ら文化芸術活動を行う誘引ともなる。</p> <p>また、町会・商店会組織との連携等により、まちぐるみの取り組みとすることにより、まちの賑わいを創出し、新たな新宿からの文化を創出していくことも可能となる。</p>
<p>個別事業の内容</p>	<p>1「使える」スポット調査 (目標)区、商店会や企業等への情報提供依頼に基づき、スポット候補の事前調査、現地調査を行い、使用に際しての制約要件等を把握する。 (成果)街角スポットの具体的な把握 (実施期間)平成24年4月～25年2月 (従事者)職員4名及びアルバイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート:200以上の地域団体、芸能実演団体、芸能実演家等を対象に実施 ・ヒアリング:10回(商店会・企業等ならびに地域団体代表者等) ・現地調査:20箇所(区、商店会・企業等で15か所、地域5か所) ・情報の整理・まとめ及び個々のスポットの要件に基づく具体的使用案等の提案作成 (予算額)2,741,200円(税抜き) <p>2.「街角スポット活用」キャンペーン催事 (目標)街角スポットを使うことの実例を示すとともに、配布物等を通じて新宿フィールドミュージアム構想の周知も行う。 (成果)街角スポット活用事例の具体的提示及び区民への周知 (実施期間)平成24年9月～25年2月 (従事者)職員及び実施対象スポットの関係者(協働により実施する) (参加予定者)新宿区民を中心とする一般市民、新宿区に関わりのあるアーティスト (実施場所)調査の結果得られた利用可能スポットから3か所をピックアップ (予算額)2,000,000円(税抜き)</p>
<p>事業の実施体制</p>	<p>① 統括責任者 (社)日本芸能実演家団体協議会 芸能文化振興部次長 関 伊佐央 ② 調査責任者 同 芸能文化振興部職員 大井 優子 キャンペーン催事実施責任者 同 芸能文化振興部職員 大関 淳也 ③ 提案事業にあたっての専門性やノウハウ 大井、大関の両名ともに、当協議会の芸能文化振興部に属し、大井は、調査研究及び政策提言、広報の業務を、大関は実演芸能を通じた鑑賞、体験プログラム(イベント、ワークショップ)を担当しており、本事業の担当業務を遂行するにあたって必要な経験とノウハウは持っている。</p>
<p>提案事業に関連する提案団体の活動実績</p>	<p>○屋外スペースを活用した催事等の実施協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2010年度に実施した「もっと文化を！」キャンペーン(63万筆の署名を集め国会に提出)実施の際に、MOA四番街 社会実験路面カフェスペースを使用し、芸能の実演を含む催事を実施した。 ・新宿文化ロード事業の区主催オープニング及びフィナーレコンサートを区より受託し、新

	<p>宿オークシティロビー空間で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋を探そう中央公園事業において、中央公園区民広場で実施するコンサートのプログラム提供を行っている。 <p>○地域との関係や芸能実演家のネットワークを活用した催事等への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅周辺地区協議会のメンバーとして芸団協職員が参加しており、地域交流誌「わいわい地域交流」の編集業務にも携わっている。 ・キャンペーン催事の実施にあたっては、芸団協が持つ70団体、90000人の芸能実演家のネットワークがあり、地域や企業、団体からの求めに応じて様々な芸能実演家や団体を紹介している。 				
事業スケジュール	前年度 (平成23年度)	第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月
	実施体制の編成及び事前準備	アンケート、ヒアリング及び現地調査 *キャンペーン催事準備	ヒアリング及び現地調査 キャンペーン催事(1)	現地調査 キャンペーン催事(2)(3) 調査まとめ	現地調査 調査まとめ 報告書作成
地域や他団体との連携	<p>平成16年度の新宿区との協定締結後、これまで「芸術体験ひろば」・「新宿文化ロード事業」をはじめとする様々な取り組みの中で、多くの地域団体・文化芸術団体・企業等の関係を築いてきている。また、新宿駅周辺地区協議会のメンバーとなっており、住宅街、高層ビル街、商業地域、歓楽街に関わる様々な団体、個人の方々との交流があるとともに、芸能花伝舎がある淀橋地区においては、淀橋町会の皆様とも催事等での協働をはかっている。さらには、当団体の中にも、演劇・邦楽・洋楽・舞踊等、区内の多くの文化芸術団体が所属している状況にある。</p>				
事業の展望及び今後の活動展開	<p>本事業による2か年の取り組みの中で、区内で活用可能な「街角スポット活用」を把握し、広く、区民・文化芸術団体等に活用してもらええる情報を整備し、コーディネイトの仕組みを構築する。</p> <p>本事業終了後は、新宿区の進める「新宿フィールドミュージアムの実現」に向けての取り組みの中で、「登録スポット制度」「登録アーティスト制度」「区民の自由な発想で使用できる制度」などを構築し、文化資源やスポットを掛け合わせて新たな文化観光資源に育てていくことや、既存の催事と街角スポットを掛け合わせて催事に厚みや拡がりをつけていくなど、区民の多彩なアイデアを具体化できる場として育てていきたい。</p>				
提案事業の事業実施年度以降のスケジュール	<p>25年度 区民の自主的な活動や区催事での活用を継続していく 区民に広く街角スポットの情報を寄せていただく</p> <p>26年度 25年度実績の振り返りと改善点の解決 区民の自主的な活動や区催事での活用を継続していく</p> <p>以降、新宿フィールドミュージアム事業の中で継続実施</p>				

【資料編】

資料1

23年度協働事業提案 事業概要 … P30

資料2

協働事業提案

事前ヒアリングシート作成件数（事業課別） … P31

資料3

23年度協働事業提案 一次審査結果

23年度協働事業提案 最終審査結果 … P32

資料4

「23年度協働事業提案プレゼンテーション」

アンケート結果 … P33

23年度協働事業提案 事業概要

申請番号	事業名(団体名)	事業目的及び概要 (※提案書から抜粋)	部課名
1	地元参加の神楽坂の観光まちづくりと修景事業体制構築 (特定非営利活動法人 粋なまちづくり倶楽部)	神楽坂界隈の魅力を支える路地や黒塀等の工作物・建物等に、住民や地域も参加して出来る小さな修景作業を施して、来街者にとっても楽しい散策空間を作り出すとともに、歩行の安全や景観向上等、住環境の改善にも寄与させ、「住んでよし、訪れてよし」の、観光まちづくり活動を推進する。このため、観光まちづくりの考え方について地域に普及する勉強会やシンポジウム、老朽化等で傷んだ路地廻りの塀や石畳等を地域の人々の応援を集め修復する身近な修景ワークショップ、神楽坂界隈の情報提供コーナーの開設準備、神楽坂まちづくり基金づくりなどの活動を実施する。	地域文化部 文化観光国際課 みどり土木部道路課 都市計画部 景観と地区計画課
2	携帯メルマガを活用した妊娠期から始める子育て支援事業 (特定非営利活動法人 きずなメール・プロジェクト)	本事業は、携帯メールマガジン<きずなメール>を活用した、妊娠期から継続的に行う妊娠出産支援および子育て支援事業です。携帯メルマガの「配信コンテンツ」(メール原稿のこと)と「配信システム」を活用し「産前から継続して取り組む子育て支援」を実現します。 具体的には①妊婦とそのパートナーの、子育てに対する前向きな気持ちや親になる心の準備をサポート ②区の既存の子育て支援事業の活用率を向上させ、育児不安や産後うつ、乳幼児虐待などの予防・解消 ③配信コンテンツに区民から募った妊婦への応援メッセージを加え、区民による”輪”のような妊娠出産・子育て支援の下地づくり に取り組みます。	子ども家庭部 子ども家庭課 健康部健康推進課
3	<採択事業> 新宿アートプロジェクト (しんじゅくアートプロジェクト)	外国にルーツを持つ住民と日本人住民とが芸術創作活動を通じ、共同作業を行うことで相互理解を促す機会をつくり、地域参加型の多文化共生サービスを提供する。 ① 芸術ワークショップの実施 ② 新宿区内の公共スペースを活用した展示活動や子ども達への居場所作りによる心のケア ③ 海外からの芸術家との交流を通じた国際的な街づくり・人材育成 上記①から③の事業実施を通じて、多様性から豊かな文化が創造されるように、新宿区に在住する海外につながる人々を社会問題とし認識するのではなく、多様な文化を内包した文化資源として認識することで、一歩進んだ新しい多文化共生のロールモデルを実現することを目的とする。	地域文化部 文化観光国際課 子ども家庭部 子ども総合センター
4	エンディングサポート事業 (特定非営利活動法人 ライフデザイン研究所)	葬儀や納骨に関しては、身近に相談ができず、葬祭業者や石材店・寺院とトラブルに巻き込まれることが多い。複数の立場から区民を支え、安心して生活できる社会を目指し、3事業を提案する。第1に24時間365日対応できる電話相談窓口の開設。第2に現在広く高齢者から相談を受けている高齢者総合相談センターの相談員や職員への研修。第3に区民生活レベルでの問題解決のため、区民ボランティアとしてエンディングサポーターの育成を行う。	福祉部 高齢者サービス課
5	どんな障害・医療ケアの子ども地域参加型クラブ事業 (特定非営利活動法人 えがおさんさん)	「全ての子どもたちの社会参加の機会」を目指し、どんな障害のあるお子さんでも、社会体験、参加型の余暇クラブ活動事業を実施します。 ・クラブ活動では、医療・福祉の専門家と協力し、音楽、工作、食育、野外活動など、どの子どもも参加したい活動に参加できるようにします。 ・障害のある児(者)ご本人と、ごきょうだいも参加できるようにします。 ・高校から卒業生の年齢の児(者)には、自立に向けての地域課題社会生活体験型クラブ活動→自分で稼いで食べて行こう！を企画します。 ・日中一時預かりを致します。	福祉部 障害者福祉課 子ども家庭部 子ども総合センター
6	「edoco」で再発見、私たちのまち新宿区 (一般社団法人 江戸笑店) ※区からの課題	新宿区の伝統産業である染物業を広くアピールし、着物文化への再発見をめざすため、在住、非在住者であるかを問わず新宿というまちで行動する参加者による、edoco【江戸×エコ】(和服で公共空間のゴミ拾い)を行うことで、ゴミ問題に対して関心及び意欲を喚起する。 また、着物に興味・関心を持った若い世代がふらっと立ち寄れる店舗を用意し、各種イベント・ワークショップを行うことでブームだけの一過性で終わらせることなく、文化として定着することを目的とする。	地域文化部 文化観光国際課 地域文化部 産業振興課 環境清掃部 生活環境課
7	<採択事業> 新宿フィールドミュージアム「とっておき街角スポット」活用事業 (社団法人 日本芸能実演家団体協議会) ※区からの課題	新宿区からの課題提案を踏まえ、文化芸術の鑑賞・参加・創造の場として活用可能な駅前、ひろば、ロビー、壁面、河川等の公共的空間を「街角スポット」としてリストアップするとともに、「街角スポット」を活用した文化芸術団体等の活動のコーディネートを行うことにより、多様な文化芸術活動が重層的に展開されていくための基盤整備と文化芸術の振興による地域の活性化を進めることを目的として、次の取り組みを行う。 1 区・地域団体・芸団協連携団体等による「街角スポット」候補物件の把握 2 「街角スポット」活用可能条件の調査・整理 3 「とっておき街角スポット活用キャンペーン」の実施と文化芸術団体等への周知 4 街角スポットの周知・コーディネート	地域文化部 文化観光国際課

資料 2

協働事業提案 事前ヒアリングシート作成件数（事業課別）

No.	部	担 当 課	件 数
1	地域文化部	文化観光国際課	4
2		産業振興課	1
3	福祉部	障害者福祉課	1
4		高齢者サービス課	1
5	子ども家庭部	子ども家庭課	1
6		子ども総合センター	2
7	健康部	健康推進課	1
8	みどり土木部	道路課	1
9	環境清掃部	生活環境課	1
10	都市計画部	景観と地区計画課	1
合 計			14

資料3

23年度協働事業提案 一次審査結果 (申請番号順)			
No.	団体名	事業名	事業種別
1	特定非営利活動法人 粹なまちづくり倶楽部	地元参加の神楽坂の観光まちづくりと修景 事業体制構築	自由課題
2	しんじゅくアートプロジェクト	新宿アートプロジェクト	自由課題
3	特定非営利活動法人 えがおさんさん	どんな障害・医療ケアの子ども地域参加型ク ラブ事業	自由課題
4	社団法人 日本芸能実演家団体協議会	新宿フィールドミュージアム「とっておき街角 スポット」活用事業	区からの 課題

23年度協働事業提案 最終審査結果 (申請番号順)			
No.	団体名	事業名	事業種別
1	しんじゅくアートプロジェクト	新宿アートプロジェクト	自由課題
2	社団法人 日本芸能実演家団体協議会	新宿フィールドミュージアム「とっておき街角 スポット」活用事業	区からの 課題

資料 4

「23年度協働事業提案プレゼンテーション」アンケート結果

(回答割合(%)は、小数点第2位を四捨五入)

1 プレゼンテーションの進行はいかがでしたか？

1. 大変よかった	2. まあまあよかった	3. ふつう	4. よくなかった	回答者数
3	4	2	0	9
33.3%	44.4%	22.2%	0%	100%

2 プレゼンテーションの内容はいかがでしたか？

1. 大変よかった	2. まあまあよかった	3. ふつう	4. よくなかった	回答者数
2	6	0	1	9
22.2%	66.7%	0%	11.1%	100%

<ご意見>

- ・もっと良さを引き出す質問になるよう工夫して欲しい。

3 どのようにして、このプレゼンテーションをお知りになりましたか？

1. 新宿区 広報紙	2. 新宿区 ホーム ページ	3. 区施設 のちらし、 ポスター	4. キラミ ラネット で	5. 提案団 体の案内	6. 知人に 誘われて	7. 区内設 置の掲示 板を見て	8. その他	回答数
6	1	0	1	0	1	1	1	11
54.5%	9.1%	0%	9.1%	0%	9.1%	9.1%	9.1%	100%

<その他>

- ・新宿区ヘイターンシップにきていて知った。

4 本日公開プレゼンテーションおいでいただいた理由を、よろしければお聞かせください。

1. プレゼ ン参加団 体の応援	2. 協働事 業のプレ ゼンをす るため	3. 協働事 業に興味 がある	4. 今後協 働事業を する予定 がある	5. その 他	回答数
2	0	3	2	1	8
25%	0%	37.5%	25%	12.5%	100%

<その他>

- ・各団体の活動内容について知るため。

- 5 協働事業提案制度（提案を公募し、提案団体と区が協働で事業を実施）について、ご意見をお聞かせください。

1. よい制度だと思う	2. 改善が必要	3. その他	回答者数
6	0	1	7
85.7%	0%	14.3	100%

<その他>

- ・区民から自由な提案事業を区の委託で実施するとなると担当課は引くのでは。

6 提案された事業に対してのご意見

① 【団体名】NPO法人 えがおさんさん

【事業名】どんな障害・医療ケアの子も地域参加型クラブ事業

- ・障害者の自立支援に向けた事業内容がとてもあいまいに見えた。
- ・専門に自立に向けて支援するスタッフがない点が問題。
- ・障害児（者）と育てている親としてえがおさんさんのクラブ事業は大変すばらしいと思いました。ただ、通所施設・作業所との違いがよくわかりませんでした。
- ・リスクが高いことが話題となっていたが、どんな事業においても、また、どんな機関が実施してもリスクがある。区と連携をしてリスク回避、リスクを最小限に抑えることが出来れば、事業内容は団体の専門性が活かされているので協働にふさわしいと思う。
- ・親が安心して子どもをあずけることができる環境、将来的には親から自立することを考えて実際に自身体験をサポートによって知ることができる環境というのはまだまだ少ないということなので、様々な課題があるとは思いますが実現していただきたいと思います。
- ・障害のあるお子さん家族にとってはたとえ預かり事業3名の枠でもあることによって大きな一歩なのかと思う。他地域から来た方は区の施策はかなり良いということだが、中学を卒業すると全くとぎれるなど、難しいことがらではあるが、こういう協働は新宿の優しさにつながるのではないかな。
- ・対象は少人数だとしても、たいへん大切な活動だと思う。弱者が大切にされる地域であってほしい。

② 【団体名】しんじゅくアートプロジェクト

【事業名】新宿アートプロジェクト

- ・団体に関わる様々な人や団体の利害で作られた案件のように感じた。区民向けとは思えない。
- ・事業の成果・効果が不透明。目的と課題解決手段で他に良い方法があるのでは。
- ・新宿区人口の1割が外国の方たちというのは新宿の1つの特徴で、それをどのようにして生かしていくのかというのは行政がもっと力を入れていくべきものなのかなと思いました。

- ・子どもたちはすでに多文化共生ができているが問題は“大人たちの多文化共生”ができていないということを2度も強調していたのに違和感を感じました。大久保での地域の皆さんはどうだったのでしょうか。

③ 【団体名】 社団法人 日本芸能実演家団体協議会

【事業名】 新宿フィールドミュージアム「とっておき街角スポット」活用事業

- ・区の課題提起に対する事業提案であるため、担当課が積極的であった。
- ・多文化共生については、韓国について、違和感を感じる人が多いのを耳にします。
- ・芸術というのは気軽に楽しめなければいけないものだと思います。新宿区は文化も盛んなまちであるので、区民の方々も興味深いことではないかと思います。
- ・「私たち区民」の取り組み、新宿区の文化振興条例が一步も二歩も進むためには、理念もそうですが、実際の調査・研究や掘り起しを区民の力で行うことが、行政のお金は出し民間の自由な創造が生まれ育っていくことを期待しています。
- ・事業内容を伺っていてワクワクしてきました。新宿の大きな魅力になっていくと感じました。

④ 【団体名】 NPO法人 粋なまちづくり倶楽部

【事業名】 地元参加の神楽坂の観光まちづくりと修景事業体制構築

- ・協働ではない。助成事業で良いと感じた。まちの合意形成のため区を利用するのはいかなものか。
- ・「林羅山」くらいまでつなげたらどうか。
- ・「袖すり坂」の横の手洗いを下へさげ、木を植えて環境を良くしたらどうか。
- ・地域住民の方々も人が来てくれるとプラスの面だけではなくて、マイナスな面が存在していて困っていることも多いのだなと感じました。

7 その他ご意見等

- ・プレゼンの日時・曜日が日曜日の午後などであればよい。(平日の午後というのはいかにも役所的) また、区民の税金を使うのであるならもっと区民を参加させる工夫も必要かと思う。そのうえで、区民からの質問をできるようにしても良いのでは。(協働事業であれば、より区民の声が聞こえるようにすべきかと思う。)
- ・あまり案内が時間的に長くなると、高齢者は疲れるので、その辺のご配慮を。